

日本スポーツ学会（スポーツ・ネットワーク）会則

第一条 本会は、日本スポーツ学会（スポーツ・ネットワーク）と称する。

第二条 本会は、「スポーツ・フォア・オール」の精神に基づき、スポーツは人類共通の文化であるという認識のもとに、スポーツ文化についての研究を行い、あわせて我が国のスポーツ情報について、さまざまなスポーツ団体や個人と協力して、スポーツ情報のネットワーク化を推進し、スポーツ文化の発展と向上に寄与することを目的とする。

第三条

本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一、スポーツ情報について、すでにあるスポーツ団体相互の連携を密にし、情報の収集や提供を行い、各スポーツ活動をより円滑に促進し、助成する。

- 二、海外における、スポーツ文化活動との連携を深め、情報のネットワーク化を図る。

- 三、スポーツに関する研究成果、および収集したスポーツ情報については、定期的に発行するニュースレター等により公表する。

- 四、定期的研究会の実施により、スポーツ文化についての研究を行い、その成果を公表する。

- 五、講演会等の実施により、スポーツの関心を深める。

- 六、自治体との連携により、地域における各種スポーツ活動、および学校・PTA等の実施するスポーツ活動に対し、講師等を派遣し支援（実技指導、メンタル指導を含む）を行う。

- 七、あらゆるスポーツ活動による事故に対する相談、および問題処理を行う。

- 八、スポーツに関する資料、文献等を保存するスポーツ博物館や図書館の整備充実、および建設を行う。

- 九、その他スポーツ振興に関わる活動を行う。

第四条 本会の会員は、本会の目的に賛同し、所定の会費を納入した者とする。

なお、会員は A会員、B会員、賛助会員、名誉会員とする。

第五条 本会は、適正且つ円滑な運営のために、次の役員を置く。役員は、代表理事及び運営理事による運営理事会の選考に基づき、総会で承認する。役員の任期は一期一年とする。ただし、再任は妨げないものとする。

一、代表理事は、本会を代表し会務全体を統轄する。

二、運営理事は、代表理事を補佐し会務の円滑な運営を図る。

三、理事は、運営理事と共に会務の適性化を図る。

四、監事は、会務全体の監査に当たる。

第六条 運営理事会で会務推進の方針を定め、実行計画の企画立案を図る。

第七条 本会の定期総会は年一回とする。ただし、必要があれば臨時総会を開くことができる。

なお、顧問及び参与は、代表理事及び運営理事による運営理事会の選考に基づき、総会で承認する。

一、本会則に規定のない細目は、運営理事会の協議により決定する。

二、会費	A会員（一般会員）	年間	六〇〇〇円
	B会員（通信会員）	年間	三〇〇〇円
	賛助会員	一口五〇〇〇円	
	名譽会員	会費免除	
	三、事務局	埼玉県所沢市三ヶ島一の五七九の一五	
	早稲田大学スポーツ科学学術院	太田 章研究室内に置く。	
四	会計年度は、四月一日より翌年二月三十日までとする。		
なお、大学休業期間等を考慮し、連絡所を東京都豊島区東池袋五の四の四に置く。			

二、会費	A会員（一般会員）	年間	六〇〇〇円
	B会員（通信会員）	年間	三〇〇〇円
	賛助会員	一口五〇〇〇円	
	名譽会員	会費免除	
	三、事務局	埼玉県所沢市三ヶ島一の五七九の一五	
	早稲田大学スポーツ科学学術院	太田 章研究室内に置く。	
四	会計年度は、四月一日より翌年二月三十日までとする。		
なお、大学休業期間等を考慮し、連絡所を東京都豊島区東池袋五の四の四に置く。			

本会則は、一九九八年 四月 一日 施行
一〇〇三年 四月 一日 一部改訂

二〇一〇
〇六年九月

四月四月四月

日日日日

一部一部一部一部
改訂改訂改訂改訂